

岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託に係る質問回答

令和6年4月22日

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会

番号	項目	質問内容	回答
1	仕様書「4 業務の内容(3) モデルコースの造成 ①」について	モデルコースを催行することも条件となるか。	モデルコースを催行することは条件ではありません。
2	仕様書「4 業務の内容(3) モデルコースの造成 ①」について	催行が条件の場合、その商品造成に係る経費は今回の委託費に含まれるか。	上記のとおり、モデルコースの催行は条件ではありません。